

儀礼にみる公家と武家

——『建内記』 応永二十四年八月十五日条から——

近藤好和

はじめに

日本前近代の日記のうち、撰関時代以降の主に公家男子や僧侶による漢文による日記を、日本史では特に古記録と総称している。古記録を記す本来の目的は、公事（朝廷儀礼や政務の総称）を記録することにある。しかし、公事は時代とともに形骸化し、それとともに古記録に記される内容も多様化していく。

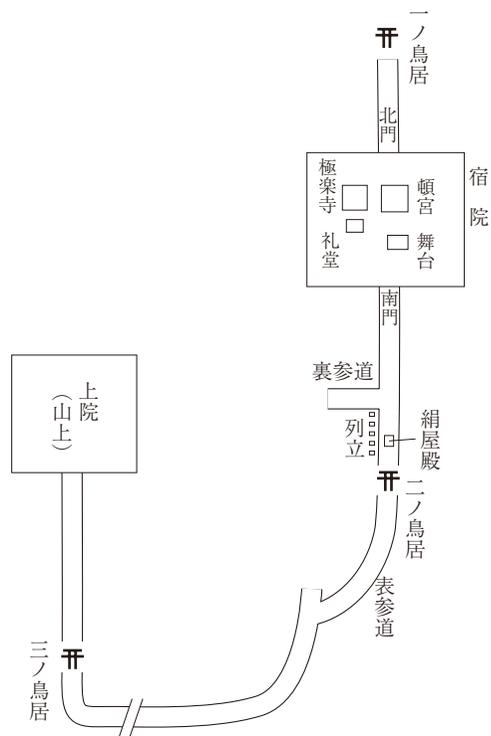
特に室町時代には公事が形骸化するとともに、古記録の記事内容が多様化し、また記主も公家男子だけでなく僧侶等にも拡大する。かかるなかで本来の公事の記録としての形態を留める古記録として、筆者は、万里小路時房（一三九四～一四五七）の『建内記』に注目し、それに註釈を付ける作業をここ数年来行っている^①。

古記録に註釈を付けていく作業は、労多くして功少ない作業といえるが、ひとつの古記録をじっくり掘り下げて読むことで、複数の

古記録を必要な部分だけ広く浅く読むよりも得るものが大きい場合がある。本報告で記す内容も、『建内記』に註釈を付けていく過程で見いだしたことである。

ところで、室町時代は幕府が京都にあつたために、公家文化と武家文化が融合したことは周知のことである。融合というと聞こえはよいが、それは武家側の影響や圧力による公家側の伝統の改変や崩壊を含む。特に朝廷儀礼は先例・故実通りに行うのを旨とするが、室町時代には、その儀礼に將軍（室町殿）が参加することで、武家側の論理が優先されて、公家の先例・故実が改変されることがあつた。

その実例の一端が、『放生会部類記』所収『建内記』 応永二十四年（一四一七）八月十五日条（以下、当該条とする）にみられる。その日は、石清水八幡宮寺最大②の祭礼である放生会当日である。その放生会に室町幕府四代將軍足利義持が上卿として参加し（参行とい



う)、そのために、いくつかの公家の先例・故実が改変された。当該条はすでに『建内記註釈Ⅰ』(2—iii—v)で詳細に註釈したが、本報告はそれに基づくものである。³⁾

なお、放生会は仏教の殺生戒に基づいて魚鳥類を山野に放ち供養する仏教行事であり、石清水八幡宮寺だけで行われたわけではない。現に石清水八幡宮寺放生会も宇佐八幡宮寺放生会に倣ったものである。しかし、以下、放生会といえはすべて石清水八幡宮寺放生会のこととする。

一、放生会

最初に放生会を理解するための前提事項として、石清水八幡宮寺の境内構造と放生会の式次第を概観する。

石清水八幡宮寺の境内構造は、男山山上の上院と北東麓の宿院(下院とも)からなる。上院に三神を祀る本宮があり、宿院に頓宮と極楽寺⁴⁾があった。頓宮は天皇が一時的に滞在する行宮のことであるが、石清水八幡宮寺では放生会の際に三神が一時的に遷座する仮宮をいい、一般でいう御旅所に相当する。

参道は、宿院北方の一ノ鳥居から男山東麓を南下し、宿院を経て二ノ鳥居に至る。二ノ鳥居手前西側の登坂口を太子坂といい、上院に続く裏参道である。一方、二ノ鳥居を経てさらに南下し、南麓を迂回する登坂口を大坂といい、三ノ鳥居に続く表参道である。表参道は三ノ鳥居からは北上して上院に至る。

放生会は、上院での行事の後、三神を乗せた神輿三基が表参道を下山して宿院に至り、頓宮に三神を遷座したうえで宿院行事に移つた。⁵⁾このうち上院行事と二ノ鳥居までの神幸が石清水八幡宮寺主催の私祭、二ノ鳥居以降の神幸と宿院行事が朝廷主催の公祭で、二ノ鳥居から宿院までの神幸は行幸に準じられた。⁶⁾そこで、石清水八幡宮寺では宿院内の御旅所を頓宮といた。宿院行事終了後の神輿還御(還幸)は、宿院南門を出るまでが公祭であり、以後は私祭に戻った。

公祭部分では、朝廷から勅使として上卿と参議・弁官・少納言・外記・史・官掌・召使・六衛府次官・左右馬寮頭等のいわば太政官の縮小版ともいべき官人等と法会を主管する導師が発遣された。この官人等を職掌といった。

職掌は、放生会前日の八月十四日に石清水八幡宮寺に入り、放生会当日は上卿の宿所に集合。行列を仕立てて一ノ鳥居を経て北門を通つて宿院に入り、職掌は極楽寺前の礼堂（神社の拜殿に相当する建物）に堂上・着座した。

ついで上卿以下は宿院南門を出て、二ノ鳥居手前の参道中央①に設置された絹屋殿を正面にみる参道西側に移動。上卿を先頭（南側）として東面に（つまり絹屋殿側を向いて）列立し、神輿の到着を待った。絹屋殿は上院から下山してきた神輿を一時的に安置する仮殿である。

絹屋殿前には法会を行う導師以下の僧侶達や舞樂を行う舞人・楽人等も参集。上卿以下は神輿を先導して南門から宿院に入り、三神は神輿から頓宮に遷座。職掌は礼堂に堂上・着座し、上卿による奉幣、続く法会・舞樂等の宿院行事に移った。

宿院行事終了後は、上卿以下は宿院南門外に列立して還幸を見送った。ここで職掌の公務も終了する。

二、上卿義持参行による先例・故実の改変部分

ついで以上の放生会式次第を踏まえ、当該条にみえる義持参行に

よつて改変された先例・故実をみていこう。なお、『建内記』本文は、『大日本古記録』を使用する。引用のうち（～）部分は細字割書であり、また右傍に「・」を付した文字は、『大日本古記録』の校合で異本により正した文字である。さらに返り点を付し、適宜中略した。

・事例①

上卿入ニ宿院北門、経ニ極楽寺北面一昇ニ南階一給、御著座（中略）、次予於ニ西切妻下一一揖、脱レ沓堂上（上卿・参議昇ニ南階一例也、而南階定無骨敷、令レ斟ニ酌之、昇ニ西切妻一可レ然之由広橋相ニ計之、只随ニ当时之儀一而已、

これは上卿以下職掌が宿所から宿院に到着し、礼堂に堂上する際の作法を記す。「上卿」は足利義持。「南階」は礼堂正面の階段。表階段である。「予」は時房で参議。「西切妻」は礼堂西側の階段（西階。脇階段である。「広橋」は広橋兼宣。朝廷と幕府の連絡役である伝奏で、義持に追従している人物である。

これによれば、礼堂に堂上する際に、上卿義持は表階段である南階を使用し、参議時房は脇階段である西階を使用した。

これに対し、割書部分の時房の意見によれば、上卿と参議は同じく南階から堂上するのが先例である。しかし、義持と同じ南階から堂上するのは「無骨」（無礼）であるから、西階からの堂上が適切

であるという伝奏兼宣の意見で、時房は西階を使用したという。最後の「只随_三当時之儀_二而已」は、不本意にも先例を曲げて時流に従わなければならない時房の諦観である。

・事例②

南簀子東行、至_三東第四間長押下_二蹲居、受_三御目、更起昇_三長押_二（註見）
六府座上（自_三第四間_二敷_三府座_一）、著_三第三間参議座_一（中略）
上卿第一間、参議第二間、如_レ此可_レ敷歟、依_三御参行_二隔_三一_一ヶ
間_二敷_三第三間_一也、上卿者入_三第一間_二著座、参議入_三第二間_二著
座歟、而上卿入_三御第三間_二・階間_一之間、同間之条時宜難_レ測、
仍出入_三第四間_二者也、

これは礼堂に堂上後、着座までの作法を記す。まず礼堂の構造は、廂の桁行（東西）五間（東西の簀子を入れて全体で七間）の建物。間数は東側から数え、「第三間・階間」とあるように、廂中央の第三間に簀子を隔てて南階があった。

さて、時房は西階から堂上後、南簀子を東行し、東第四間（西第二間）の下長押で「蹲居」し、先に着座している上卿に目礼したうえで、第四間から廂に入り、第三間に設置された参議の座に着座した。

これに対し、やはり割書部分の時房の意見によれば、礼堂内では、上卿の座は第一間（もつとも東側）、参議の座はその西隣の第二

間に設置し、上卿・参議はそれぞれの座が設置されている第一間・第二間から廂に入るのが先例である。しかし、今回は、「御参行」つまり義持が上卿なので、参議の座は上卿から一間隔てた第三間に設置し、また、廂には上卿が第三間から入ったので、参議が同じ第三間から入っては「時宜難_レ測」つまり義持がどう感じるかわからないので義持に遠慮し、第四間から入ったという。

・事例③

上卿令_三絹屋殿前西辺立_二給（南上東面）、予欲_レ列_三其北_二進行之
処、広橋大納言以下扈従公卿并供奉殿上人济々蹲居、其所又武
家大名小名群居、無_レ列立之便、仍蹲居了、依_三御参行_二雖_レ似
至_レ敬、却而失_三礼儀_二歟、（中略）弁・少納言・外記・史・六府
已_レ下悉蹲居、

これは上卿以下が絹屋殿前で神幸を迎える作法を記す。「広橋大納言」は兼宣。それ以下の「扈従公卿并供奉殿上人」（以下、扈従公卿等とする）および「武家大名小名」の参加がここでみられるのは、將軍義持参行故の特例で、これについてはのちに問題とする。

さて、絹屋殿前では、「南上東面」つまり上卿を南側（先頭）として東面し（絹屋殿側を向き）、参道西側に「列立」するのが先例である。そこで時房も当初は上卿の北隣に列立しようとした。しかし、兼宣以下の扈従公卿等はすべて蹲居し、また武家の大名・小名

も「群居」（おそらく蹲居も）しており、「列立之便」がなかった。そこで時房も蹲居した。また弁官以下の職掌もすべて蹲居した。「列立之便」がないとは、列立の余地がない、つまり衆人蹲居の中で時房だけが列立するわけにはいかなかったの意であろう。

これに対して、時房は「依御参行雖似至敬、却而失礼儀歟」と批判を記した。時房の意見では、蹲居するのは義持に対しては敬意を払っているようだが、かえって「礼儀」を失しているという。

・事例④

次第至南門下垂裾参進、列舞台乾辺被仕候、是又就御参行蹲居也、

・事例⑤

上卿已下於極楽寺前著靴、於南門外立門腋（北上東面、但已下皆以蹲居、子細如先度例）、次神輿還御々山、

どちらも事例③と同様に、列立すべき時に蹲居した違例を記す。前者は、宿院に入った神輿から三神が頓宮に遷座する際の作法であり、後者は還幸を見送る作法である。

前者は、遷座の際に職掌は、宿院行事の法会や舞楽を行う舞台の乾（北西）に列立するのが先例である。しかし、やはり「御参行」

のために蹲居したという。蹲居したのはむろん義持以外である。後者は事例③と対になる。宿院行事後の還幸は、上卿以下は宿院南門外に「北上東面」に列立して見送るのが先例である。しかし、「先度例」つまり事例③と同じく蹲居したという。これまた蹲居したのは義持以外である。

三、義持参行による先例・故実の改変の背景

以上が当該条にみえる上卿義持参行による先例・故実の改変部分である。その背景にあるのは何であろうか。つぎにそれについて考えてみたい。なお、事例④・⑤は事例③に連動するため事例③と一括で扱う。

結論からいえば事例①～③における先例・故実改変の背景にあるものは同じである。つまり武家は將軍を頂点として何事も將軍が絶対なのに対し、公家は天皇を頂点とし、その下に公卿・殿上人・諸大夫等の身分序列はあるが、そのうち特に公卿・殿上人は天皇のミウチであり、その頂点にある摂政・関白・左右大臣等でも、將軍に相当するような身分的な絶対性はないという点である。

また、公家の儀礼体系は、嵯峨天皇の弘仁年間（八一〇～八二四）以来、中国唐の儀礼体系である唐礼に基づくものとなり、その基礎は大陸的な立礼である⁸。これに対し、武家の儀礼体系は、鎌倉幕府成立以後に形成されたいわば日本的な儀礼体系といえる。

以上のような公家と武家との身分に対する意識や儀礼体系の相違

に基づく矛盾が、放生会に將軍が参行することで表面化し、それが当該条に記されたわけである。

具体的にいえば、將軍（征夷大將軍）位も天皇が任命するものであるが、これはしばらく措く。その一方で、朝廷の位階・官職からすれば、義持も当該条の応永二十四年の時点で、従一位内大臣という公卿である。だからこそ放生会上卿として参行したのであるが、公家側の論理によれば、放生会の公祭部分は朝廷儀礼に相当するから、上卿義持と参議時房は同じ公卿として大きな身分的差異はない。

したがって、時房の立場からすれば、事例①・②のように、礼堂への堂上・着座で上卿に遠慮する必要はまったくなく、同じく南階から堂上し、上卿の隣に間を隔てずに着座するのは当然で、それが上卿に対して「無骨」に当たるなどということはまったくない。

しかし、当該条では伝奏兼宣の意見とはいえ武家側の論理が優先され、義持は内大臣という公卿ではなく、あくまで將軍として処遇された。事例①で時房が「只随_レ當時之儀_ニ而已」と諦観を記したのも当然のことである。

一方、事例③もやはり武家側の論理が優先され、義持は將軍として処遇された。そして、そのために列立という公家の儀礼体系が改変されて蹲居となった。

列立は立ち並ぶことをいうが、立礼を旨とする朝廷儀礼では伝統的かつ基本となる儀礼体系で、皇族・公卿以下が身分ごとに列を後

ろにずらして立ち並ぶことをいう。朝廷儀礼での天皇に対する礼はまず列立し、磬折・再拜・踏舞などの立礼を行うのが基本である。これに対し、蹲居は跪く礼で、立礼採用以前の跪礼に相当する。

放生会では二ノ鳥居以降の神幸は行幸に準じたから、絹屋殿前・舞台乾・宿院南門外では上卿以下は列立し、神輿に対して磬折（腰を深く折り曲げてしばらく静止する礼）するのが先例であり、列立は公家にとっては当然の行為である。そこで、時房も義持の北隣に列立しようとした。

しかし、武家にとっては將軍の隣に同等に立ち並ぶことは無骨なことであり、そこで義持以外は蹲居し、磬折も義持だけが行った⁹ところが、立列を基本とする朝廷儀礼では、天皇の鳳輦に準じる神輿の前で蹲居するのは相応しくない。だからこそ時房は「依_レ御参行_ニ雖_レ似_レ至_レ敬、却_レ而失_レ礼儀_ニ歟」と記した。蹲居は義持に対しては敬意を払っているようだが、公家の儀礼体系としては、礼儀を失した行為なのである。

なお、一般的に朝廷儀礼では、参加公卿各人（各家）の故実が相違することはなんら珍しいことではない。しかし、今回の先例・故実の改変は、かかる故実の相違とはまったく異質のものである。なぜならば、今回の先例・故実の改変は、その理由が「無骨」（事例①）、「時宜難_レ測」（事例②）、「無_レ列立之便」（事例③）であるように、すべて義持参行による圧力で不本意ながらもなされたものだからである。「只随_レ當時之儀_ニ而已」（事例①）という時房の諦観の意

味は重い。

おわりに——公家の先例・故実に対する柔軟性——

本報告では、先例・故実の改変に対して時房の批判等が記されている事例だけを取り上げた。当該条によれば、事例①～⑤はいずれも今回特有の先例・故実の改変と考えられる。しかし、室町將軍の放生会参行は、明德四年（一三九三）の義満参行を初例とし、義持も応永十九年（一四二二）にすでに参行しており、当該条で二回目である。じつはこの前二回の將軍参行で改変され、当該条では批判等なく受け入れられている先例・故実も少なくない。

そもそも放生会上卿は、それまでは源氏出身の大・中納言クラスが勤めていたのが、義満参行で、將軍、朝廷の位階・官職でも従一位左大臣という最高位の公卿が上卿となる先例を作った。また、職掌以外の扈從公卿等の参加、三神の頓宮遷座の際に神輿を先導して上卿も舞台の上を進むことなども義満以来である¹⁰⁾。これらは当該条ではそのまま受け入れられている。

また、義持第一回参行で大きく改変された部分は、上卿の宿所から宿院までの行列では、警固のために近衛の官人を供奉させるのが先例であるが、義持は近衛の官人に替えて武家の帯刀を供奉させた¹¹⁾。この点が踏襲されたかどうかは当該条からはわからないが、

『看聞日記』『放生会部類記』（『大日本史料』七編一二七所収）各応永二十四年八月十五日条によれば、踏襲されたことがわかる。

翻つて、義持は応永二十六年（一四一九）に三回目の参行をはたした。その放生会に、時房は扈從公卿等として参加し、その間のことが『放生会部類記』所収『建内記』応永二十六年八月十二日条（十八日条に記されている。これについても『建内記註釈1』（3—i—vii）で詳細な註釈を施したが、その八月十五日条によれば、当該条での先例・故実の改変のうち事例①・③・④が踏襲されたことがわかる¹³⁾。

それに対して、時房は特に批判等は記していない。それは、応永二十四年の放生会で先例・故実を改変したのがほかならぬ時房自身であり、また応永二十六年の放生会では時房は扈從公卿等で職掌ではなかったからかもしれない。

しかし、一方で、当該条で前二回の先例・故実の改変については何ら批判等なくそのまま受け入れられている点を併考すれば、公家の先例・故実に対する態度の柔軟性を示しているともいえよう。つまり先例・故実の改変は最初は批判の対象でも、一度改変されてしまえば先例となり、やがて故実化することである。かかる先例・故実に対する態度の柔軟性も公家の儀礼の特徴である¹⁴⁾。先例・故実を旨とするということは、かかる点をも含めてのことである。

注

(1) その成果として、『建内記註釈1』（日本史料研究会、二〇〇九年）

『建内記註釈2』（同、二〇一二年）の二冊を刊行した。『建内記註釈3』も準備中である。

(2) 石清水八幡宮寺（現石清水八幡宮）は、京都府八幡市八幡高坊男山に鎮座。祭神は、中御前誉田別命（応神天皇）・東御前息長帯比売命（神功皇后）・西御前比大神（玉依姫）の八幡神三神。それぞれ阿弥陀仏（または釈迦仏）・観世音菩薩（または文殊菩薩）・勢至菩薩（または普賢菩薩）を本地仏とする。元来男山山上には石清水寺（貞観五年（八六三）に護国寺と改称）があり、そこに貞観二年大安寺僧行教が宇佐から八幡宮を勧請

したのが、石清水八幡宮寺の起源。八幡宮と護国寺は不二一体で、そこで本来は石清水八幡宮寺といい、放生会という仏教行事も行われた。

(3) 室町幕府將軍の放生会参行についての先行研究には、二木謙一「石清水放生会と室町幕府」（同『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九七二年）がある。二木論文と本報告は視点は共通するが、二木論文は、義持に限らず、將軍参行に先鞭を付けた義満を筆頭に義教・義政といったすべての將軍参行の事例を検討し、その政治的意味を考察する。それに対し、本報告は、当該条に基づいて、二木論文に指摘のないより具体的な問題を検討する。

(4) 極楽寺は本宮初代別当安宗が建立した別当寺。創建は元慶二年（八七八）〜仁和元年（八八五）の間で諸説ある。明治元年（一八六八）、鳥羽伏見の戦いで焼失。

(5) 放生会の式次第は、当該条のほかに「長秋記」保延元年（一一三五）八月十五日条、「兵範記」仁安三年（一一六八）八月十五日条、または室町中期頃成立という石清水八幡宮寺諸行事次第を記した『榊葉集』（「石清

水八幡宮史料叢書4」（続群書類従完成会、一九七三年）所収）等を参照。それらを比較すると、当該条の式次第は大筋では平安期から変化していない。

(6) 放生会は貞観五年（八六三）に開始。延久二年（一〇七〇）に公祭となった。平安期の放生会および公祭化の過程や背景については、岡田莊司「石清水放生会の公祭化」（同『平安時代の国家と祭祀』続群書類従完成会、一九九四年、初出一九九三年）参照。

(7) 『建内記註釈1』（2―iv）では、絹屋殿の位置を「二の鳥居の北側の参道東側に西面して建つ」としたが訂正する。

(8) 『日本紀略』によれば、弘仁九年（八一八）三月丙午（二十三日）条に「詔曰、云々、其朝会之礼及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女、改依唐法」、同三月戊申（二十五日）条に「制、朝堂公朝、見親王及太政大臣者、左大臣動座、自余共立床木前、但六位以下磬折而立」、翌十年（八一九）六月庚戌（四日）条に「制、諸司於朝堂見親王・大臣、以磬折代跪伏、以起立代動座」とみえる。これによれば、弘仁九年から十年の間に、朝廷における儀礼体系が、「唐法」（唐礼）によりそれまでの跪礼から立礼に改められたことがわかる。

(9) 当該条によれば、本来職掌が列立・磬折すべき絹屋殿前・舞台乾・宿院南門外のなかで、磬折のことが記されているのは宿院南門外だけだが、そこで「御輿過御之時、上卿御磬折」とあり、義持だけが磬折した。なお、絹屋殿前での蹲居については、当該条によれば、「今日之儀、此分可直哉之由粗有子細」とあり、「此分」を蹲居することと解釈すれば、絹屋殿前で列立ではなく蹲居することは、事前の取り決めがあったかのよう

にも考えられる。

(10) 義満参行による先例・故実の変更については、注(3)前掲二木論文に詳しい。

(11) この点についても、注(3)前掲二木論文に詳しい。なお、これは義持が自身を内大臣という公卿ではなく將軍として処遇した結果であり、その背景は本報告で取り上げた当該条の事例とまったく同様である。

(12) 当該条所収の「御出散状」によれば、「但供奉之時不候衛府」とみえる。これを『建内記註釈1』(217)では、「職掌衛府は武官晴儀の束帶姿でも、行列時には衛府の立場で上卿に供奉しなかったという意であろう。換言すれば、職掌衛府が武官晴儀の束帶姿であるのは上卿の供奉ではなく、行幸に準じる神幸供奉のためである」と註釈した。「衛府」を職掌衛府と解釈しての註釈であるが、この「衛府」は、行列供奉の近衛の官人のことであり、上記引用は、行列に近衛の官人を供奉しなかった(裏を返せば帯刀を供奉させた)ことをいっているのかもしれない。

(13) まず「次令著極楽寺礼堂座給、参議左衛門督(中略)(義資卿(中略)著座(不_レ経_二南階、_一経_二西妻、_一依_レ被_二参行_二南階加_二斟酌、_一去々年予如_レ此)」とみえる。これは事例①に対応。参議裏松義資は上卿義持に遠慮し、礼堂に南階ではなく西階から堂上した。ついで「次上卿以下令_二向_二絹屋殿前_一給(中略)、公卿皆以奉_二相従_一、御列立如_レ例、参議已_二下初暫雖_二列立、_一終蹲居、御参行之故歟」とある。これは事例③に対応。絹屋殿前で参議義資以下は蹲居した。もつとも当初は列立し、最終的に蹲居となった。その間の事情は記されていないが、今回も広橋兼宣は扈從公卿等として参加しており、兼宣の指示等があったか。そうであれば、事例③に関しては

必ずしも応永二十四年の先例・故実の変更が踏襲されていないことになる。ついで「上卿令_レ経_二舞台上_一給(中略)、次立_二舞台下_一乾角・極楽寺巽角砌下_一給、参議已_二下蹲居_一」とみえる。これは事例④の踏襲。舞台下に上卿以外は蹲居した。なお、上卿の宿所から宿院までの行列で、武家の帯刀を供奉させることも踏襲されている。

(14) 永享十年(一四三八)の放生会では足利義教が参行した。『薩戒記』同年八月十五日条によれば、記主中山定親は、絹屋殿前で列立するか、または応永二十四年・二十六年の両例にならって蹲居するか(つまり事例①を踏襲するか)について義教に尋ね、義教の仰せで列立となった(注(3)前掲二木論文参照)。これも公家の先例・故実に対する態度の柔軟性を示す事例といえよう。